

防府市農林業政策懇話会設置要綱

平成30年12月1日制定

(目的)

第1条 防府市の農林業を将来にわたって活力ある産業へと成長させるにあたり、幅広い視点から農林業施策の協議等を行うため、防府市農林業政策懇話会（以下、「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は市長をもって充てる。

3 委員は15名以内とし、次に掲げる者の内から会長が依頼する。

(1) 農林業関係者

(2) 農林業関係団体の代表者等

(3) 流通関係団体の代表者等

(4) 公募により選定した者

(5) その他会長が必要と認める者

4 前項第2号に該当する委員について、やむを得ない理由により協議会に出席できないときは、あらかじめ代理出席届を提出し、会長の承認を得て代理人を出席させることができる。ただし、代理人となるべき者は当該委員の所属する団体の構成員に限るものとする。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合は、前条に従って新たな委員を選任できるものとする。

(会議等)

第4条 懇話会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要と認める場合において、委員以外の者の懇話会への出席を求め、意見または説明を聴くことができるものとする。

(オブザーバー)

第5条 会長は、別表に掲げる機関からオブザーバーとして職員の出席を求めることができる。

2 オブザーバーは、懇話会の会議において意見を述べることができ

る。

(事務局)

第6条 懇話会の事務局は、産業振興部農林水産振興課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

別表

所	属
山口県農林総合技術センター	
山口県立農業大学校	
山口県山口農林水産事務所	
農地中間管理機構	
防府市農業公社	